

君津市地域防災計画

【大規模事故編】

【大規模事故編】 目次

第1章	計画の方針	大規模事故編 1-1-1
第1節	計画の目的	大規模事故編 1-1-1
第2節	計画の対象とする災害	大規模事故編 1-1-1
第3節	計画の性格	大規模事故編 1-1-1
第4節	市の配備体制	大規模事故編 1-1-1
第5節	計画の修正	大規模事故編 1-1-1
第2章	計画の内容	大規模事故編 2-1-1
第1節	大規模火災対策計画	大規模事故編 2-1-1
第1	基本方針	大規模事故編 2-1-1
第2	予防計画	大規模事故編 2-1-1
第3	応急対策計画	大規模事故編 2-1-3
第2節	林野火災対策計画	大規模事故編 2-2-1
第1	基本方針	大規模事故編 2-2-1
第2	予防計画	大規模事故編 2-2-1
第3	応急対策計画	大規模事故編 2-2-2
第3節	危険物等災害対策計画	大規模事故編 2-3-1
第1	基本方針	大規模事故編 2-3-1
第2	予防計画	大規模事故編 2-3-1
第3	応急対策計画	大規模事故編 2-3-2
第4節	海上災害対策計画	大規模事故編 2-4-1
第1	基本方針	大規模事故編 2-4-1
第2	予防計画	大規模事故編 2-4-1
第3	応急対策計画	大規模事故編 2-4-1
第5節	油等海上流出災害対策計画	大規模事故編 2-5-1
第1	基本方針	大規模事故編 2-5-1
第2	予防計画	大規模事故編 2-5-1
第3	応急対策計画	大規模事故編 2-5-2
第4	事後の監視等	大規模事故編 2-5-3
第6節	航空機災害対策計画	大規模事故編 2-6-1
第1	基本方針	大規模事故編 2-6-1
第2	予防計画	大規模事故編 2-6-1
第3	応急対策計画	大規模事故編 2-6-1
第7節	鉄道災害対策計画	大規模事故編 2-7-1
第1	基本方針	大規模事故編 2-7-1
第2	予防計画	大規模事故編 2-7-1
第3	応急対策計画	大規模事故編 2-7-1
第8節	道路災害対策計画	大規模事故編 2-8-1
第1	基本方針	大規模事故編 2-8-1
第2	予防計画	大規模事故編 2-8-1

第 3	応急対策計画	大規模事故編 2-8-1
第 9 節	放射性物質事故対策計画	大規模事故編 2-9-1
第 1	基本方針	大規模事故編 2-9-1
第 2	予防計画	大規模事故編 2-9-2
第 3	応急対策計画	大規模事故編 2-9-3

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的

都市化の進展や、大きな森林面積、産業の高度化等により、大規模火災、林野火災、危険物事故、鉄道事故、道路事故など大規模な事故災害のおそれがある。こうした大規模事故災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、また、事故の特殊性及び影響が甚大な放射性物質事故に対応するため、これらの対策について定める。

第2節 計画の対象とする災害

本計画の対象は、災害対策基本法第2条及び同施行令第1条で定める災害のうち、社会的原因により発生する事故であり、社会的に大きな影響を与える次の災害とする。

- | | | | |
|--------------------------------|-----------------------------|------------------------------|----------------------------|
| <input type="radio"/> 大規模火災 | <input type="radio"/> 林野火災 | <input type="radio"/> 危険物等災害 | <input type="radio"/> 海上災害 |
| <input type="radio"/> 油等海上流出災害 | <input type="radio"/> 航空機災害 | <input type="radio"/> 鉄道災害 | <input type="radio"/> 道路災害 |
| <input type="radio"/> 放射性物質事故 | | | |

第3節 計画の性格

本計画は、それぞれの事故災害に特有の基本方針、予防計画、応急対策計画について定めたものである。この計画に定められていないものについては、震災編の規定に準ずる。

また、復旧対策については、それぞれの事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合は、震災編の災害復旧計画に準ずる。

災害救助法の適用については、震災編に定めるところによるが、大規模事故時の災害救助法の適用は、住家に被害が生じた場合（災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号）のほか、多数の者が継続して避難を要するときや救助に特殊な技術を要するときなど多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合（同第4号）に適用される。

第4節 市の配備体制

大規模事故災害が発生した場合は、災害の規模、内容等に応じて市役所6階に対策本部を設置し、対処する。

また、配備体制については、災害の規模、内容等に応じて震災編で定めた体制に準ずる。

第5節 計画の修正

総則編 第1章 第1節 「第4 計画の修正」に準ずる。

第2章 計画の内容

第1節 大規模火災対策計画

項目	担当
第1 基本方針	
第2 予防計画	建設部建設計画課・公園緑地課・建築指導課、教育委員会生涯学習文化課、消防本部・消防署
第3 応急対策計画	秘書広報班、計画分析班、情報整理班、市民協力班、医務防疫衛生班、消防班、警察署

第1 基本方針

大規模な火事による多数の死傷者の発生等、大規模な火事災害に対する対策について定める。

第2 予防計画

1 建築物不燃化の促進

建設計画課及び建築指導課は、市街地における延焼拡大防止等を次により促進する。

(1) 建築物の防火規制

- ① 建築物が密集し、火災により多くの被害を生ずるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物・準耐火建築物又は防火構造の建築物の建築を促進する。
- ② 防火・準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法第22条による屋根不燃化区域において、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。

2 防災空間の整備・拡大

建設計画課、公園緑地課は、市街地の延焼防止のため、オープンスペース等防災空間の整備・拡大に努める。

- (1) 良好な緑地を保全し、生活環境を整備するとともに、都市における火災の防止に役立てる。
- (2) 都市公園へ火災に強い樹木の植栽を検討するなど、防災効果の高い公園の整備に努めていく。

3 市街地の整備

建設計画課、公園緑地課は、防災上安全性の高い市街地形成の推進を図る。

4 火災予防に係る立入検査

消防本部・消防署は、春季及び秋季の火災予防運動期間中を重点的に、消防法第4条の規定により防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

5 建築物の防火対策

消防本部・消防署は建築物の防火対策として次の対策を行う。

(1) 住宅防火対策

市民に対し住宅防火意識の普及啓発等を行うほか、消防法第9条の2に基づき住宅用防災機器の設置が義務づけられたため、すべての住宅(寝室、階段、台所等)に住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備を設置するように指導する。

(2) 多数の者を収容する建築物の防火対策

多数の者を収容する建築物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく事項を遵守させる。

(3) 特定防火対象物対策

消防法第8条の2の2の定期点検報告制度に該当する特定防火対象物の管理権原者に対し、火災予防上必要な事項の適否について、定期的に防火対象物点検資格者の点検を受けさせ、報告させる。

6 大規模・中高層建築物の防火対策

大規模・中高層建築物での火災は、その消火及び避難の困難性から一般の建築物における火災よりも大きな被害が発生することが予想されるので、一般の建築物に増した防火対策が必要となるとともに、大規模事業所における自衛消防組織の設置及び防災管理者の選任等についても定める必要がある。よって、消防本部・消防署は、大規模・中高層建築物の管理権原者又は関係者に対し、「建築物の防火対策」に加え下記事項について指導する。

(1) 消防防災システムのインテリジェント化の推進

- ① 高水準消防防災設備の整備
- ② 複数の消防用設備等を集中管理する総合操作盤の整備
- ③ 防災センターの整備

(2) 自衛消防業務に従事する職員に対する指導

7 文化財の防火対策

生涯学習文化課、消防本部・消防署は、文化財の所有者及び管理者に対し、下記の事項について指導する。

(1) 消防設備の設置・整備

火災の発生を報知できるように、自動火災報知設備や漏電火災警報設備を設置する。また、迅速な消火活動を行うことができるように、消火器、消火栓設備、動力消防設備、建造物全体を水幕で覆うドレンチャー設備等消火設備の設置に努める。

(2) 防火管理

火災の発生を未然に防止するため、日頃から適切な防火管理を行う。管理に当たっては、定期的な巡視と監視を行うとともに、環境を整備し、危険箇所の点検について消防機関から適切な指導を受ける。日常的な措置については、防火責任者を定め防火管理計画、防災訓練等の具体的な消防計画を作成し、自衛消防隊を組織して消火活動の体制を整備しておく。

また、毎年1月26日は文化財防火デーとして、文化財の防火意識の高揚を図るため、消防機関と教育委員会等の協力のもとに文化財建造物の消火訓練を行う。

8 消防組織及び施設の整備充実

消防本部・消防署は、消防職員・団員の確保及び消防資機材等の整備充実に努める。

第3 応急対策計画

1 応急活動体制

計画分析班は、状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。また、関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

2 情報の収集・伝達

情報整理班は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

3 消防活動

消防班は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

4 救急・救助活動

消防班は、救助活動や負傷者の医療機関への搬送を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、国の各機関、県、他の市町村に応援を要請する。

また、必要に応じ、民間からの協力等により、救急・救助活動のための資機材等を確保し効率的な救急・救助活動を行う。

5 交通規制

警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等の的確な交通規制を図る。

6 避難

計画分析班は、必要に応じて、避難所の開設を対象施設の管理責任者（担当部長）に伝達する。これを受け、当該施設担当者は避難所を開設する。

発災時には、市民協力班は、自治会、自主防災組織、消防団、市政協力員等と連携して、必要に応じて人命の安全を第一に適切な避難誘導を行う。避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。

7 救援・救護活動

被災者の状況に応じて必要な場合は、市民協力班は、食料・飲料水・生活必需品等を供給する。また、医務防疫衛生班は、医療機関の協力のもとに医療救護の確保に努める。

8 広報活動

秘書広報班は、消防班の協力を得ながら、火災発生状況や地域への影響等について、防災行政用無線、広報車、安心・安全メール、市ホームページ等により広報活動を行う。

9 災害救助法の適用

大規模事故時の災害救助法の適用は、住家に被害が生じた場合（災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号）のほか、多数の者が継続して避難を要するときや救出に特殊な技術を要するときなど多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合（同第4号）に適用する。

第2節 林野火災対策計画

項 目	担 当
第1 基本方針	
第2 予防計画	総務部危機管理課、経済部農林整備課、教育委員会 学校教育課、消防本部・消防署、森林組合
第3 応急対策計画	秘書広報班、計画分析班、情報整理班、市民協力班 、消防班、警察署

第1 基本方針

林野火災は、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業が困難を極め、大規模火災となるおそれがあるため、林野火災に対する対策について定める。

第2 予防計画

1 広報宣伝

(1) ラジオ、テレビ、新聞等の各種広報などによる注意

危機管理課及び消防本部・消防署は、ラジオ、テレビ、新聞、市ホームページ、防災行政無線、回覧板等により、林野火災予防に関する市民の注意を喚起する。

(2) 学校教育の指導

学校教育課及び消防本部・消防署は、小中学校児童・生徒に対し林野火災予防を理解させるために、自然の保護、森林の保護育成、鳥獣の保護等について指導を行う。

(3) 山火事予防運動の実施

消防本部・消防署及び森林組合は、山火事予防運動週間中に懸垂幕を設置するなどの各種啓発事業を強力に推進する。

2 法令による規制

(1) 火災予防条例で定める火の使用制限（消防法第22条第4項）

消防本部・消防署は、市民に対し、火災警報発令下における君津市火災予防条例に定める禁止事項の周知徹底を図る。

(2) 一定区域におけるたき火、喫煙の制限（消防法第23条）

消防本部・消防署は、火災危険度の高い時期に、一定区域内でのたき火、喫煙の制限をする。

(3) 火入れの許可制の励行（森林法第21条、第22条）

農林整備課は、森林法に規定する火入れの許可制度の励行と火入者の責務を厳守させる。

3 予防施設の設置

消防本部・消防署及び森林組合は、ハイカー及び林業労働者に対し携帯用すいがら入れを保持するよう徹底を図る。

4 消火施設の設置

消防本部・消防署及び森林組合は、ドラム缶等を利用し、主な林野に防火水槽を配備する。

5 林野等の整備

農林整備課は、火災発生の危険性の高い森林内の林道の整備と維持管理を図るとともに、既設の防火線の効果を維持するため、下刈を実施し、防火線の充実を図る。

6 林野火災特別地域対策事業

農林整備課は、林野火災特別地域に指定された場合、県と協議して林野火災特別地域対策事業計画を作成する。

7 消防計画の樹立

消防本部・消防署は、林野の地形状況を把握し、具体的状況の中で容易に消防作戦が立てられるような調査図を作成し、消防団等にあらかじめ配布しておく。また、市で作成されている消防計画のなかにも、林野火災消防計画図をとり入れておく。

8 消防体制の策定

- (1) 火災警報、その他気象情報が円滑適切に連絡できるようその体制を確立させる。
- (2) 林野火災の消火に必要な機器の整備、点検に努める。
- (3) 初期消火を誤れば大きな火災となり、広域的体制で臨まなくてはならないので、消防相互応援の実質的運用や他機関の出動等について事前に十分調整しておく。

第3 応急対策計画

1 応急活動体制

計画分析班は、状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。また、関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

2 情報の収集・伝達

情報整理班は、林野火災の発生状況、延焼状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

3 消防活動

消防班は、速やかに火災の状況を把握するとともに、最寄りの水源からの送水ルートを確保し、又は利用可能な自然水利を活用して、迅速に消火活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

消防ポンプによる消火活動では対応が困難な場合には、県が保有し、陸上自衛隊第一ヘリコプター団に管理委託している空中消火資機材を用いて、自衛隊航空機等による支援を得て、被害の拡大防止に努める。

4 救急・救助活動

消防班は、火災現場での救助活動や負傷者の医療機関への搬送を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、国の各機関、県、他の市町村に応援を要請する。

また、山中に孤立した者を発見したときは、ヘリコプターによる救助を要請する。

5 立入規制

警察署は、被害が拡大するおそれがある場合は、立入禁止区域を設定するとともに、通行車両等に対する交通規制を行う。

6 避難

計画分析班は、火災が拡大し危険な区域に対し、避難勧告・指示を行い、安全な地域に避難所等を開設する。

市民協力班は、自治会、自主防災組織等、消防団、市政協力員と連携して、人命の安全を第一に適切な避難誘導を行う。避難誘導に当たっては、避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。

警察署は、避難勧告・指示及び避難誘導について協力する。

7 広報活動

秘書広報班は、消防班の協力を得ながら、火災発生状況や地域への影響等について、防災行政用無線、広報車、安心・安全メール、市ホームページ等により広報活動を行う。

第3節 危険物等災害対策計画

項目	担当
第1 基本方針	
第2 予防計画	消防本部・消防署
第3 応急対策計画	秘書広報班、計画分析班、情報整理班、市民協力班、清掃班、土木班、消防班、警察署、海上保安署、関係機関

第1 基本方針

危険物等による災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、危険物等災害に対する予防対策について定めるとともに、災害時における応急対策について定める。

この計画で危険物等とは次のものをいう。

名称	法的規定	具体例
危険物	消防法(昭和23年7月24日法律第186号)第2条第7項に規定されているもの	石油類(ガソリン、灯油、軽油、重油)など
火薬類	火薬類取締法(昭和25年5月4日法律第149号)第2条に規定されているもの	火薬、爆薬、火工品(工業雷管、電気雷管等)など
高圧ガス	高圧ガス保安法(昭和26年6月7日法律第204号)第2条に規定されているもの	液化石油ガス(LPG)、アセチレン、アンモニアなど
毒物・劇物	毒物及び劇物取締法(昭和25年12月28日法律第303号)第2条に規定されているもの	毒物(シアン化水素、シアン化ナトリウム等)、劇物(ホルムアルデヒド、塩素等)など
指定可燃物	危険物の規制に関する政令(昭和34年9月26日政令第306号)第1条の12に規定されているもの	紙くず、石炭・木炭、合成樹脂類(タイヤ等)、再生資源燃料など

道路上での危険物等の災害については「第8節 道路災害対策計画」、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害については、「千葉県石油コンビナート等防災計画」の定めるところによる。

第2 予防計画

消防本部・消防署は、次の予防対策を実施する。

1 危険物施設の把握と防災計画の策定

危険物施設、貯蔵・取り扱いされる危険物の性質及び数量を常に把握し、これに対応する的確な防災計画を策定する。

2 危険物施設等の保安監督の指導

震災編 第2章 第3節「第10 危険物施設等の安全化」に準ずる。

第3 応急対策計画

1 応急活動体制

計画分析班は、状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。また、関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

2 緊急通報

消防班は、危険物等災害発生の通報を受けた場合、状況に応じて他の防災関係機関と調整を図る。

3 災害情報の収集及び報告

消防班は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況を的確に把握するとともに、県、その他関係機関に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

4 消防活動

消防班は、危険物火災の特性に応じた消防活動を速やかに行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

5 救急医療

消防班は、当該事業所、県、医療機関と連携して負傷者等の救助及び救急医療業務を実施する。警察署、木更津海上保安署その他関係機関はこれに協力する。

6 避難

計画分析班は、警察署と協力し、避難のための立ち退きの指示、勧告、避難所の開設並びに避難所への収容を行う。

7 警備

警察署及び木更津海上保安署は、関係機関の協力のもとに被災地域における社会秩序の維持に万全を期するため警戒活動を実施する。

8 交通対策

土木班は、警察署と連携して、市道の交通の安全、緊急輸送の確保のため、被災地域の交通対策に万全を期する。

また、被災が海上に及ぶ場合は、木更津海上保安署は、その周辺海域の交通対策に万全を期する。

9 救援・救護活動

被災者の状況に応じて必要な場合は、市民協力班は、食料・飲料水・生活必需品等を供給する。

10 広報活動

秘書広報班は、消防班の協力を得ながら、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政用無線、広報車、安心・安全メール、市ホームページ等により広報活動を行う。

11 環境汚染対策

清掃班は、危険物等による河川、海域等の汚染を防止するため、監視を行う。危険物等の流出が確認された場合は、木更津海上保安署等関係機関と連携して汚染の拡大防止を行う。

第4節 海上災害対策計画

項目	担当
第1 基本方針	—
第2 予防計画	海上保安署、県、船舶関係機関、千葉県水難救済会
第3 応急対策計画	秘書広報班、計画分析班、情報整理班、福祉救護班、 医務防疫衛生班、消防班、警察署、海上保安署

第1 基本方針

本市周辺海域において、船舶の衝突、乗揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又は生ずるおそれのある事態であって、保護を要する場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図り、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

ただし、油等の流出事故については大規模事故編「油等海上流出災害対策計画」の定めるところによる。

この計画の対象となる災害は次のとおりである。

- 旅客船、その他多数の人が乗船している船舶の海難で、多数の損失を伴うもの
- 漁船の集団海難で、多数の人命の損失を伴うもの

第2 予防計画

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施する。

1 各種予防対策

(1) 航行船舶の安全確保

- ① 木更津海上保安署等は、海事関係者等に対する海難防止・海上災害防止に係る講習会の開催や訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。
- ② 県は、漁船の操業安全指導海域内での指導、災害予防通信及び港内のパトロール等を実施する。

(2) 船舶利用者への注意喚起

船舶関係機関は船舶利用者に対し、発災時における行動、避難経路の教示等を実施する。

2 資機材等の整備

木更津海上保安署等は、災害発生の場合に必要な救助用具、資機材の整備に努める。また、千葉県水難救済会は、各救難所の施設整備及び救助用資機材の備蓄に努める。

第3 応急対策計画

1 応急活動体制

計画分析班は、市の周辺海域で、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。また、関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

2 情報の収集・伝達

情報整理班は、海上事故災害が発生したとの通報を受けた場合は、県、警察、木更津海上保安署に連絡する。また、災害の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

3 捜索・救助・救護活動

消防班は、遭難船舶を認知した場合、直ちに現場に臨み、応急救護活動を行う。

また、負傷者が多い場合は、医務防疫衛生班は、災害現場に応急仮設救護所を開設し、君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会、千葉県医師会、千葉県歯科医師会、日本赤十字社千葉県支部等が編成する救護班の派遣を受けて、迅速な応急措置を施す。

なお、応急措置後の負傷者については、消防班が中心となって医療機関に搬送する。

4 遺体の収容

遺体を収容した場合は、福祉救護班は、遺体の安置所、検案場所を設置する。

5 広報広聴活動

秘書広報班は、消防班の協力を得ながら、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政用無線、広報車、安心・安全メール、市ホームページ等により広報活動を行う。

また、福祉救護班は、遺体の収容や負傷者の搬送先等の問い合わせに対応できるよう、窓口を設置する。

第5節 油等海上流出災害対策計画

項 目	担 当
第1 基本方針	—
第2 予防計画	総務部危機管理課、海上保安署、県、船舶関係機関、千葉県水難救済会
第3 応急対策計画	秘書広報班、計画分析班、情報整理班、市民協力班、清掃班、医務防疫衛生班、消防班、警察署、海上保安署、防災関係機関
第4 事後の監視等	市民環境部環境保全課

第1 基本方針

本市周辺海域において、油等の流出事故が発生した場合に、流出した油等の拡散防止と回収等を実施し、付近の船舶並びに沿岸の市民の安全を図るとともに、水産業、その他産業の被害の軽減を図り、環境汚染を最小限化し、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

ただし、石油コンビナート等特別防災区域に係る油等海上流出災害については、「千葉県石油コンビナート等防災計画」の定めるところによる。

1 対象災害

この計画の対象となる災害は、船舶等の接触、衝突、乗揚げ、沈没等の事故による大量の油等（「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（以下「海防法」という。）第3条でいう油及び有害液体物質）の流出を伴うものとする。

2 市の役割

油等流出事故に関し、市が処理すべき事務又は業務は、おおむね次のとおりである。

- (1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集・通報
- (2) 防災関係機関及び市民への情報提供
- (3) 事故の規模又は被害の状況に応じた災害対策本部等の設置
- (4) 漂着油の除去作業等
- (5) 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- (6) 事故原因者等や海上保安機関の実施する防除活動への協力
- (7) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに周辺の市民に対する避難の勧告、指示
- (8) 県又は他の市町村等に対する応援要請
- (9) 漁業者、漁業協同組合等に対する指導、支援及び連絡調整
- (10) 油防除資機材の整備
- (11) 回収油の一時保管場所等の調査協力
- (12) 漁業者等の復旧支援

第2 予防計画

1 広域的な活動体制

危機管理課は、平常時から国、県等の各機関との連携を密にし、事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制の確立に万全を期す。

2 情報連絡体制の整備

危機管理課は、県及び木更津海上保安署等の防災関係機関との間で、油等流出事故が発生した場合に、被害の拡大等を防止するため、緊急時の情報収集連絡体制を確立しておく。

3 油防除作業体制の整備

危機管理課は、県が策定した「油防除作業手順マニュアル」を活用し、地域に即した対応が迅速かつ的確にできるよう体制整備に努める。また、油防除資機材の備蓄や関係機関による流出油防除訓練等への参加を行い、事故への対応を迅速かつ的確に実施できるようにしておく。

第3 応急対策計画

1 防除方針

流出した油等は、海上で防除することに目標を置き、防除方針の決定に当たっては海上での回収を可能な限り実施し、海岸線への漂着を回避するよう努める。

また、防災関係機関においては、木更津海上保安署等との連携を図りつつ、流出油等の性状及び有害性の有無について迅速な把握に努め、効率的な流出油等の拡散防止、回収及び処理を行う。

2 応急活動体制

計画分析班は、事故の状況に応じて職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。また、関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

3 情報の収集・伝達

情報整理班は、付近の海域において油流出事故が発生し、被害の発生又はそのおそれがあるときは、海岸線のパトロールを実施し、速やかにその状況を木更津海上保安署及び県に報告する。

4 警戒区域の設定、避難

計画分析班は、沿岸の市民等に影響がある場合は、海岸地域に警戒区域を設定し立入制限を実施し、現場の警戒を行うとともに周辺の市民に対する避難の勧告、指示を行う。

5 流出油の防除

計画分析班は、漂着油により海岸が汚染され、又はそのおそれがある場合は、木更津管内排出油等防除協議会（木更津海上保安署）の要請に基づき、その被害を防止するため関係機関と連携して除去作業等を実施するとともに、必要に応じ回収油の保管場所の確保に努める。

6 広報広聴活動

秘書広報班は、消防班の協力を得ながら、事故発生状況や異臭、有害物質等による地域への影響等について、防災行政用無線、広報車、安心・安全メール、市ホームページ等により広報活動を行う。

また、市民協力班は、市民等からの各種問い合わせに対する相談窓口を設置する。

7 環境保全等に関する対策

(1) 清掃班は、県と連携して、油等流出事故による被害の防止及び軽減を図るとともに、環境の保全を図る。また、必要に応じて環境調査を実施するとともに、環境汚染に関する情報を国等防災関係機関へ通報する。

(2) 医務防疫衛生班は、異臭等の発生により、市民の生命・身体に有害な影響が予測される場合は、市民からの健康相談に対応する。

(3) 清掃班は、海鳥、海生生物等に被害が発生した場合には、関係団体等の協力を得て、その保護に努める。

8 油回収作業実施者の健康対策

医務防疫衛生班は、君津健康福祉センター及び君津木更津医師会等の協力を得て油回収作業実施者の健康対策を実施する。

9 補償対策

船舶から流出又は排出された油により損害を受けた場合には、船舶油濁損害賠償保障法により、損害賠償額の支払いを請求することができる。

また、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律により海上保安庁長官が要請した排出された油等の措置を講じたときには、当該措置に要した費用を船舶所有者等に負担させることができる。

第4 事後の監視等

環境保全課は、県等関係機関と連携して、油等の回収等応急対策による措置が終了した後においても、必要に応じ、環境への影響の把握に努める。

第6節 航空機災害対策計画

項目	担当
第1 基本方針	
第2 予防計画	総務部危機管理課
第3 応急対策計画	秘書広報班、計画分析班、情報整理班、清掃班、福祉救護班、医務防疫衛生班、消防班、警察署

第1 基本方針

本計画は、航空機の墜落・炎上等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、平素から体制を整備するための予防計画、及び応急対策を定める計画とする。

なお、海上遭難の場合は、大規模事故編「海上災害対策計画」に準ずる。

第2 予防計画

危機管理課は、航空機災害について、関係機関相互間における情報の収集、連絡体制や市民への広報体制等を整備しておく。

第3 応急対策計画

1 応急活動体制

計画分析班は、事故の状況に応じて職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。また、関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

2 情報の収集・伝達

情報整理班は、事故発見者からの通報があった場合は、その旨を県及び関係機関に連絡する。

3 消防活動

消防班は、航空機災害に係る火災が発生した場合、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を重点的に実施する。

また、必要に応じて市民及び旅客の生命、身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、警戒区域を設定する。

災害の規模等が大きく、消防班だけでは対処できないと思われる場合は、周辺の市町村消防機関等に応援を求める。

4 救助・救護活動

消防班は、事故の発生を覚知した場合、直ちに現場に臨み、応急救護活動を行う。

また、負傷者に対し、医務防疫衛生班は、災害現場に救護所を開設し、君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会、千葉県医師会、千葉県歯科医師会、日本赤十字社千葉県支部等が編成する救護班の派遣を受けて、迅速な応急措置を施す。

なお、応急措置後の負傷者については、消防班が中心となって医療機関に搬送する。

5 遺体の収容

福祉救護班は、遺体安置所、検案場所を設置し、遺体の収容を行う。

6 交通規制

警察署は、災害現場に通じる道路及び災害地周辺道路について必要な交通規制を行う。また、その旨を交通関係者並びに市民に広報する。

7 広報活動

秘書広報班は、消防班の協力を得ながら、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政用無線、広報車、安心・安全メール、市ホームページ等により広報活動を行う。

8 避難

計画分析班は、航空機災害により影響を受ける区域の市民に対し、必要に応じて避難の勧告・指示を出し、安全な避難所等に収容する。

9 防疫・清掃

医務防疫衛生班は、遭難機が国際線である場合には、成田空港検疫所等と密接な連携を図りつつ的確な応急対策を講ずる。

事故現場の清掃については、清掃班は、災害救助法等の定めるところにより応急対策を講ずる。

10 その他被災者家族への支援

計画分析班は、県、事故原因者等関係機関からの要請に基づき、被災者家族の待機所や宿泊施設の提供・紹介、火葬等の必要な対応を支援する。

第7節 鉄道災害対策計画

項 目	担 当
第1 基本方針	
第2 予防計画	総務部危機管理課、鉄道会社、道路管理者
第3 応急対策計画	秘書広報班、計画分析班、情報整理班、市民協力班、福祉救護班、医務防疫衛生班、消防班、警察署

第1 基本方針

鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった、鉄道災害に対する対策について定める。

第2 予防計画

東日本旅客鉄道株式会社は、鉄道事業法等の定めるところにより、車両や施設等に関する整備、改良及び保全を行い、輸送の安全確保を図る。

市、道路管理者及び東日本旅客鉄道株式会社等の各機関は、それぞれの機関及び機関相互間における情報の収集・連絡体制の整備を図る。また、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

第3 応急対策計画

1 応急活動体制

計画分析班は、発災後速やかに、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。また、被害の規模に応じて、他の市町村に応援を要請するとともに、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

2 情報の収集・伝達

情報整理班は、関係機関との間において緊密な連携の確保に努めるほか、発見者からの通報があった場合は、被災状況を把握し、県及び関係機関に連絡する。

3 消防活動

消防班は、火災発生の際には迅速に消火活動を行う。また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援を要請する。

4 救助・応急救護活動

消防班は、事故の発生を覚知した場合、直ちに現場に臨み、救護活動を行う。

また、負傷者に対し、医務防疫衛生班は、災害現場に救護所を開設し、君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会、千葉県医師会、千葉県歯科医師会、日本赤十字社千葉県支部等が編成する救護班の派遣を受けて、迅速な応急措置を施す。

なお、応急措置後の負傷者については、消防班が中心となって医療機関に搬送する。

必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救護活動のための資機材等を確保し効率的な救助・救護活動を行う。

5 交通規制

警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により交通状況を迅速に把握し、緊急交通路の確保を図る等の確かな交通規制を図る。

6 避難

計画分析班は、必要に応じて避難場所を確保する。

市民協力班及び警察は、必要に応じて人命の安全を第一に適切な避難誘導を行う。

避難誘導に当たっては、避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

7 広報活動

秘書広報班は、消防班の協力を得ながら、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政用無線、広報車、安心・安全メール、市ホームページ等により広報活動を行う。

第8節 道路災害対策計画

項 目	担 当
第1 基本方針	
第2 予防計画	道路管理者、輸送事業者
第3 応急対策計画	秘書広報班、計画分析班、情報整理班、消防班、警察署、道路管理者、輸送事業者

第1 基本方針

多数の死傷者等が出る道路災害の発生を未然に防止し、災害が発生したとき、早期に初動体制を確立して被害の軽減を図るため、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

■計画の対象となる道路災害

トンネルの崩落、橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩落並びに落石等の道路構造物の被災、危険物を積載する車両の事故等による危険物等の流出等

第2 予防計画

1 危険箇所の把握・改修

道路管理者等は、災害の発生するおそれのある危険箇所を把握し、改修を行う。

また、道路構造物の異常を早期に覚知するために、平常時においても道路構造物の点検を行う。

2 資機材の保有

道路管理者は、被災した施設の早期の復旧を図るため、平常時から応急復旧資機材を保有しておく。

3 危険物積載車の災害予防

輸送事業者は危険物等の流出による被害の拡大を防止するため、法令の定めるところにより、防除資機材を携帯するとともに、消防活動等による防除活動が適切に行われるよう、伝達すべき輸送危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を記載した書面を携帯する。

第3 応急対策計画

1 応急活動体制

計画分析班は、事故の状況に応じて職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。また、関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

2 情報の収集・伝達

道路災害によって多数の死傷者が発生したときは、道路管理者は、警察署、消防本部・消防署等に通報する。また、危険物積載車両の事故が発生したときは、輸送事業者は、防除活動が適切に行われるよう、消防隊に対し、流出危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を伝達する。

消防班は、被災現地に職員を派遣し被災状況を把握し、関係機関に連絡する。

情報整理班は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

3 消防活動

消防班は、速やかに事故の状況を把握し、迅速に消火活動を行うとともに、併せて危険物の拡散防止及び防除等の活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

4 救急・救助活動

消防班は、救助活動や負傷者の医療機関への搬送を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、国の各機関、県、他の市町村に応援を要請する。

また、必要に応じ、民間からの協力等により、救急・救助活動のための資機材等を確保し効率的な救急・救助活動を行う。

5 交通規制

道路管理者及び警察署は被害の拡大を防止するため、道路の交通を規制する。

6 避難

計画分析班は、警察署と連携して、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害の拡大を防止するため、市民等に対し、避難勧告及び立入禁止区域の設定等の措置を講ずる。

避難誘導に当たっては、避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

7 広報活動

秘書広報班は、消防班の協力を得ながら、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政用無線、広報車、安心・安全メール、市ホームページ等により広報活動を行う。

8 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出への対処

輸送事業者及び関係機関は、本計画により危険物等運搬車両の事故の応急対策を実施するものとする。なお、高速道路における危険物等運搬車両の事故対策については、「千葉県高速道路危険物運搬車両事故防止対策協議会」から平成12年3月に事故防止対策及び事故発生時の通報連絡系統、危険物等事故処理手順等を示した「危険物運搬車両の事故発生時における現場対応マニュアル」が策定され、迅速な現場処理を推進することとしている。

第9節 放射性物質事故対策計画

項目	担当
第1 基本方針	—
第2 予防計画	総務部危機管理課、消防本部・消防署、核燃料物質使用事業者
第3 応急対策計画	秘書広報班、計画分析班、情報整理班、市民協力班、清掃班、 医務防疫衛生班、経済班、消防班、かずさ水道広域連合企業団 、放射性物質取扱事業者、県

第1 基本方針

1 基本的考え方

市域及び千葉県には原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に規定される原子力事業所は存在しないが、県内には、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素使用施設のほか、核燃料物質を使用している事業所が10か所存在している。

また、千葉県に隣接する地域には、臨界事故等の発生を想定し対策を検討すべき施設が存在するほか、東京湾での原子力艦の通行、核燃料物質等運搬時の県内通過が想定される。

これらの核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質」という）の取扱いや原子力艦寄港の状況を把握することは、国の所掌事項であり、本市は放射性物質の規制に関して法的権限を有していない。

しかし、放射性物質事故による影響の甚大性にかんがみ、放射性物質を取扱う事業所等及び防災関係機関の予防対策、事故発生時の対策について定める。

なお、本計画を迅速かつ的確に推進するため、事故発生時等の具体的な対応などについては「放射性物質事故対応マニュアル」（千葉県）によることとする。

2 放射性物質事故の想定

(1) 県内の核燃料物質使用事業所における事故の想定

県内に所在する核燃料物質使用事業所は9施設あるが、このうち現在も核燃料物質を取扱っているのは4施設であり、他の5施設は保管のみを行っており、原子力災害対策特別措置法の対象事業所は存在していない。県内の施設で取扱っている核燃料物質の種類及び量等から、これらの事業所において臨界は起こらず、大量の放射線が放出される事故の可能性はない。

人為的ミスや地震等の自然災害等による漏えいが想定されるが、市内にはこれらの施設がないため、市域への影響はないものと想定する。

(2) 核燃料物質の輸送中における事故の想定

核燃料物質の運搬については、そのルートや時期等が非公開であるが、千葉県は原子力施設が多数所在する茨城県に隣接していることなどから、核燃料物質が県内を通過する可能性は大きい。

本計画においては、原子力発電所用低濃縮ウラン等の陸上輸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、六フッ化ウランが露出する事態を想定する。

この事故によって、付近の市民が避難しなければならない事態が発生する確率は大変低いと考えられるが、放射性物質の漏えい等の事故が発生した場合は、15mの立ち入り禁止区域の設定及び事故現場から100mの範囲において重点的に防災対策を実施する。

(3) 他県事故に伴う本市への影響想定

原子力災害対策特別措置法の対象事業所は、神奈川県及び茨城県に所在している。他県での放射性物質事故としては、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質等により、水道水の摂取制限や農産物の出荷制限など、市民の生活、社会経済活動などに様々な影響が及んだところである。

したがって、茨城県等に立地している原子力事業所について、地震、津波、火災、人為的ミス等の自然災害等による大事故が発生し、放射性物質又は放射線の影響が本市に影響を及ぼした場合を想定する。

(4) 原子力艦の事故の想定

原子力艦の東京湾における事故については、その保有する核燃料の種類や量等が不明確であることから、国、県等の関係機関からの事故情報等の収集体制及び市民への広報体制等について検討する。

第2 予防計画

1 通報体制の整備

核燃料物質使用事業者は、放射性物質事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、あらかじめ消防、警察、国、県、市への通報連絡体制を整備する。

2 放射性物質取扱施設の把握

危機管理課は、県と連携して、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱施設の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努める。

3 情報の収集・連絡体制の確保

危機管理課は、国、県、関係市町村、警察、消防機関、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を確保する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

市から県への連絡では、防災行政無線等を有効に活用する。

4 放射性物質事故発生時の体制整備

危機管理課は、次の対策の実施を検討する。

- (1) 専門知識等に関する助言が受けられる体制
- (2) 被爆治療可能施設の把握
- (3) 防護資機材の整備
- (4) 退避施設の指定
- (5) 市民、公共施設、教育施設等への緊急連絡体制
- (6) 防災関係機関への放射性物質事故の教育、市民への知識の普及、訓練の実施

5 退避誘導體制の整備

市（危機管理課）は、県内外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、平常時から市民及び自主防災組織の協力を得て退避誘導體制の整備に努めることとする。

また、要配慮者及び一時滞在者を適切に退避誘導し、安否確認を行うため、平常時より、要配慮者に関する情報の把握・共有、退避誘導體制の整備に努めるものとする。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。

第3 応急対策計画

1 応急活動体制

計画分析班は、事故の状況に応じて職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。また、関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。なお、放射性物質事故発生時の配備基準は以下のとおりとする。

配備体制	設置する本部	配備時期	配備職員
第1配備	放射性物質事故応急対策本部 (本部長：総務部長)	放射性物質事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき	危機管理課、秘書課、厚生課、農林整備課、建設計画課、管理課、道路維持課、道路整備課、公園緑地課、教育総務課、消防総務課、本署、各分署、各行政センター、東部土木事務所
第2配備			上記に掲げる課等に加えて、各課1名以上の連絡員をおくものとする。
第3配備	災害対策本部 (本部長：市長)	放射性物質事故により重大な被害が発生し、本部長が必要と認めたとき	全部長及び全班長のほか各班長が指名した者(おおむね所属職員の3分の1で別に定める。)
第4配備			全部長及び全班長のほか各班長が指名した者(おおむね所属職員の3分の2で別に定める。)
第5配備			全 員

2 事故発生直後の情報の収集・連絡

(1) 事故情報等の通報

放射性物質取扱事業者は、施設において、何らかの要因により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏えい等の事故が発生した場合、又は、周辺環境に影響を及ぼすおそれのある場合には速やかに以下の事項について、県、市、警察、消防及び国の関係機関に通報する。

- | | |
|-------------------|------------------|
| ① 事故発生の時刻 | ② 事故発生の場所及び施設 |
| ③ 事故の状況 | ④ 放射性物質の放出に関する情報 |
| ⑤ 予想される被害の範囲及び程度等 | ⑥ その他必要と認める事項 |

(2) 被害状況の報告

計画分析班は、放射性物質事故が発生したとの通報を受けたときは、国、県、警察及び消防などの関係機関に通報する。

また、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

3 緊急時の環境放射線モニタリング

県は、必要に応じ緊急時モニタリング本部を設置し、国や独立行政法人放射線医学総合研究所等の専門家の指示、指導又は助言を得て、緊急時の環境放射線モニタリング活動を行う。放射性物質による環境への影響について把握するに際して、市はそれに必要な協力を行う。

県が行うモニタリング項目は次のとおりである。

- | | | |
|---------------|-------------|--------|
| ① 大気汚染調査 | ② 水質調査 | ③ 土壌調査 |
| ④ 農林水産物への影響調査 | ⑤ 食物の流通状況調査 | |

また、市（各班）は、状況に応じて公共施設等の空間放射線量、水道水、下水道処理汚泥及び廃棄物焼却灰等の放射性物質濃度を測定し、その結果をホームページ等で公表する。

4 消火活動

放射性物質使用事業所等において火災が発生した場合は、事業者は、従事者の安全を確保するとともに、迅速に消火活動を行う。

消防班においては、事業者からの情報や専門家等の意見を基に、消火活動方法を決定するとともに安全性の確保に努め迅速に消火活動を行う。

5 退避施設の選定及び退避誘導

(1) 退避施設の選定

計画分析班は、市民が退避する必要がある場合は、コンクリート屋内退避施設を選定（開設）し市民への周知を図る。

(2) 退避誘導

計画分析班は、警察署と連携して、専門家の指導及び助言を受けて、退避する必要がある市民に対して、避難勧告又は避難指示（緊急）の発令、及び立入禁止区域の設定等の措置を講じ、避難所（退避所）に誘導する。

避難誘導に当たっては、避難所（退避所）、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

(3) 広域避難

ア 広域避難者の受入れ

市町村、都道府県の区域を越えて広域的な避難をすることが必要になる場合で、当該広域避難を要する被災者の受入れについて、市は、県または他の市町村長から協議を受けた場合は、同時被災など受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れるものとする。

イ 市外への広域避難者の受入れ

本市が被災し、市域を越えて広域的な避難をすることが必要になる場合、県及び他市町村に対し、受入れの協議を要請する。協議先の都道府県の選定に際して必要な場合には、県は

6 放射性物質等による汚染の除去

事業者は、国、県、市及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染、除去を行う。

7 広報広聴活動

秘書広報班は、消防班の協力や専門家の助言を得ながら、放射性物質事故等に係る安心情報又は被害拡大を防止するための避難の勧告等を踏まえた警戒情報について、防災行政用無線、広報車、安心・安全メール、市ホームページ、SNS（ツイッター等）等により広報活動を行う。

また、市民協力班は、市民等からの問い合わせに対する相談窓口を設置する。

8 飲食物の摂取制限等

県及び市（経済班）は、市民の内部被ばくに対処するため、国の指示、指導又は助言に基づき、放射性物質により汚染され又は汚染のおそれのある飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限、また、法令に基づく食品の廃棄・回収等、必要な措置を行う。

また、制限の解除に当たっては、県と連携し、国の指示、指導又は助言に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等を解除する。

9 健康管理

医務防疫衛生班は、県と連携し、被災者の状況を把握するとともに、健康状態に応じた相談や心のケアを実施する。

10 風評被害対策

秘書広報班は、国、県等と連携し、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制する。